

老齢年金請求書に添付する戸籍関係書類の範囲の明確化（概要）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 23 年 12 月 22 日、厚生労働省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

65 歳になる妻の老齢年金の請求手続のため年金事務所へ出向き、日本年金機構作成のパンフレットの表記どおりに、請求書に戸籍抄本を添付して提出したところ、担当者から、請求者が振替加算の対象者である場合、戸籍謄本が必要なため、戸籍謄本を取り直して提出するよう言われたが、申請者に負担をかける不当な要求ではないか。

○ 老齢基礎年金の請求手続

老齢基礎年金の請求に当たって、振替加算が行われる者にとっては、受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本を、請求書に添付することとされている。（国民年金法施行規則第 16 条第 2 項第 8 号ロ）

○ 年金事務所における取扱い

請求者が振替加算の対象者である場合の添付書類について、国民年金法施行規則の規定上、戸籍抄本とされているにもかかわらず、年金事務所の窓口では、業務処理マニュアルに基づき、「夫婦の身分関係を確認するためには、戸籍謄本が必要である」と説明しており、請求者から戸籍抄本が提出された場合、戸籍謄本の出し直しを求めている。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、請求者の負担軽減を図るとともに、業務の統一的かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則に規定されていない「戸籍謄本」の提出を求める過剰な内容となっている業務処理マニュアルを改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要がある。

このあっせんにより、年金機構のパンフレットの表記どおり戸籍抄本（手数料 450 円）を提出すると、これまでは、改めて市役所等に出向いた上で戸籍謄本の出し直し又は夫婦両方となる戸籍抄本の追加提出を求められていたものが（交通費＋手数料 450 円の追加負担、往復に要する時間コスト）、今後は負担の軽減が図られる。



年金機構のパンフレット及び業務処理マニュアル（抜粋）

○ パンフレット

国民年金 老齢年金の請求手続きを
厚生年金保険 されるみなさまへ

老齢年金請求時に必要な書類と書き方
手続きには次の書類が必要です。

(○印のものをご用意ください。)(相談受付 平成 年 月 日)

- 1 年金手帳(被保険者証)・基礎年金番号通知書 …… (本人・配偶者)
- 2 年金証書・恩給証書 …… (本人・配偶者)
- 3 雇用保険被保険者証・雇用保険受給資格者証 …… (本人)
高年齢雇用継続給付支給決定通知書(写しでも可)
- 4 戸籍抄本・戸籍記載事項証明書(戸籍謄本でも可) …… (本人・配偶者・子)
(受給権発生年月日平成 年 月 日以降のもの)
- 5 住民票(生計維持証明) …… (配偶者・世帯全員)
(受給権発生年月日平成 年 月 日以降のもので世帯主・統柄・変更事項の記載のあるもの)
- 6 所得証明書・課税(非課税)証明書 …… (本人・配偶者・子)
(平成 年度(平成 年1月から12月までの所得))
- 7 印かん(認印でも可)
- 8 年金加入期間確認通知書・農林共済組合員期間証明書(厚年等裁定用) …… (本人・配偶者)
(共済組合員であったことがある場合)
- 9 預金通帳または貯金通帳(本人名義) …… (本人)
(年金請求書に「金融機関の証明」を受けた場合、通帳は必要ありません)
- 10 在学証明書・学生証 …… (子)
- 11 健康保険被保険者証・共済組合員証 …… (本人・配偶者・子)
(扶養者・被扶養者を確認できるもの)
- 12 その他(係員の説明により提出を求められたもの)
・医師の診断書 ・レントゲンフィルム ・身障者手帳 ・年金受給選択申出書
・外国人登録原票記載事項証明書 ・事由書() ・住民票コード
(住民票コードに関することは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください)
・加給年金額支給停止事由該当届
・老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届

○ 業務処理マニュアル

| ■業務処理名 国民年金 | | |
|-----------------|--|--|
| 老齢給付年金請求書（老齢基礎） | | |
| ◆見出し | ◆手順 | ◆Point |
| ● 振替加算の対象者である場合 | 請求者が振替加算対象者である時は、①の書類に加え次の書類が必要となる。 【法律婚で同居の場合】 (ア) <u>戸籍謄本(記載事項証明書)</u> (イ) 世帯全員の住民票の写し (ウ) 対象者の所得証明 次のいずれかに該当する場合は不要である。 (確認書類は、年金相談マニュアル(制度編)260頁表を参照) ・健康保険の被扶養者であるとき | 「年金相談マニュアル(制度編)」参照 「法律婚」とは、一定の法律上の手続きを経て成立する婚姻形態である。(⇔事実婚) 別居、別世帯、内縁関係等の場合は「年金相談マニュアル(制度編)」参照 [事実婚の取扱い] |

(注) 下線は、当省が付した。

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（裁定の請求）

第 16 条 法第 16 条の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

五 次に掲げる者にあつては、その旨

イ 昭和六十年改正法附則第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 18 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による加算(※)が行われる者

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。
八

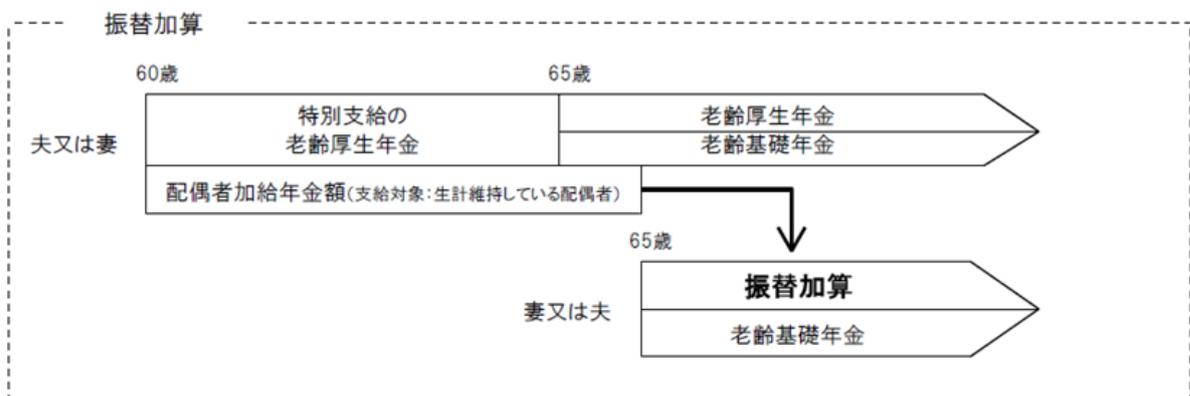
ロ 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

(注) 下線は、当省が付した。

※ 振替加算（60改正法附則14）

厚生年金保険などの被用者年金制度では、受給権発生時に、老齢を支給事由とする年金（原則として加入期間が20年以上ある者）または、1級もしくは2級の障害を支給事由とする年金の受給権者によって生計を維持されている配偶者がいる場合、その配偶者に加給年金額が加算されることとなっています。この加給年金額は、対象となる配偶者が65歳に達すると配偶者本人の老齢基礎年金の受給権が発生するため打ち切られることとなりますが、その代わりに65歳に達した配偶者の老齢基礎年金に「振替加算」として生年月日に応じた額が加算されることとなります。

(60改正法附則14①)



厚生労働省の意見

国民年金法施行規則第 16 条第 2 項第 8 号ロにおいて、老齢基礎年金の請求に当たって、振替加算が行われる者にあつては、受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添付することとされている。

一方、日本年金機構が策定した業務処理マニュアルでは、受給権者が振替加算の対象者である場合、戸籍謄本（記載事項証明書）を添付することと記されている。これは、身分関係の確認のため、同規則に定める受給権者及び配偶者それぞれの戸籍抄本の添付に代えて、戸籍謄本 1 通の添付とすることで請求者の費用負担の軽減を図るためと思われる。

しかしながら、受給権者の戸籍抄本 1 通とした場合でも他の添付資料の住民票等により必要な事項の確認はできるため、受給権者の戸籍抄本が添付されていながら、配偶者の身分関係等を確認するため新たに戸籍謄本の添付を求めることは、受給権者に対し過剰な要求であったと考える。

御指摘を踏まえて、日本年金機構の業務処理マニュアルの修正及び修正内容を年金事務所職員へ周知徹底を図るよう求めることとしたい。

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

会議のメンバーは、次のとおり。

- | | | |
|------|-------|--------------------|
| (座長) | 大森 彌 | 東京大学名誉教授 |
| | 秋山 收 | 元内閣法制局長官 |
| | 加賀美幸子 | 千葉県女性センター名誉館長 |
| | 加藤 陸美 | 元環境事務次官 |
| | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授 |
| | 谷 昇 | (社)全国行政相談委員連合協議会会長 |
| | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長 |